

議案第 29 号

財産区有財産の処分について

下記の宮島財産区有財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 処分財産の明細
別紙のとおり

2 相手方
京都府南丹市美山町宮脇町裏13番地4
宮脇区
代表者 区長 中島 慎司

3 方法
無償譲渡

4 無償譲渡する理由
当該土地については、以前より宮脇区が使用収益を行ってきた土地であり、同区からの要望により当該土地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 3 月 23 日提出

宮島財産区管理者
南丹市長 西村 良平

別 紙

所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)	摘 要
南丹市美山町宮脇東谷	1 番	山林	33,917	
	10 番 2	山林	57,917	
南丹市美山町宮脇倉ヶ谷	1 番 1	山林	17,856	
	1 番 2	山林	1,548	
	10 番	山林	16,304	
	12 番 1	保安林	10,115	
	14 番 2	保安林	28,961	
	19 番	保安林	5,249	
合 計	8 筆		171,867	